

## 「児童手当・特例給付現況届」と「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

当市より平成27年5月分の児童手当を受給する方で、6月1日現在も当市に在住の方は「児童手当・特例給付現況届」の提出が必要です。

また、昨年に引き続き、今年も「子育て世帯臨時特例給付金」の申請を受け付けます。「児童手当・特例給付現況届」の提出義務がある方については、昨年と様式が異なり、「児童手当・特例給付現況届」と一体的になっている「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書を送付します。記入不備や未提出の場合は受給ができなくなりますので、ご注意ください。

### ●受付期間

6月10日(水)～30日(火)

※子育て世帯臨時特例給付金の受付期間は6月10日(水)～10月30日(金)までとなっていますが、児童手当・特例給付現況届の提出期限が6月30日(火)となっているため、6月30日(火)までの提出にご協力ください。

### ●子育て世帯臨時特例給付金の額

子ども1人当たり3,000円

※児童手当の金額は変わりません。

### ●申請方法

用紙に必要な事項を記入し、添付書類を同封の上、切手を貼り返信用封筒にて郵送するか市役所3階子ども福祉課までご提出ください。詳しくは6月10日(水)以降に届く書類をご覧ください。

### ●支給時期

児童手当および子育て世帯臨時特例給付金ともに10月以降に指定口座に振り込みます。

### ●所得の制限

児童手当には所得の限度額が設定されているため、所得の申告が必ず必要となります。平成27年1月1日の住所地にて所得の申告をしてください。

なお、所得の申告をしていない場合は、児童手当を受給できるか審査できないため、児童手当が差し止めとなり、子育て世帯臨時特例給付金も受給できなくなります。

### ●その他

※5月に初めて子どもを出生した場合や転入により、岩沼市において6月分から児童手当を受給する方は、「児童手当・特例給付現況届」の提出が不要なため、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書のみを郵送します。

※公務員については、市から「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書などは郵送されませんので、所属庁から発行される証明書と申請書に必要な事項を記入し、申請してください。(前年と別口座への入金希望される方は、通帳の写しなどの添付が必要です)

### 児童手当とは？

家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当であり、15歳になる誕生日後、最初の3月31日までの子どもを養育している父または母などに継続的に支給する制度です。

### 子育て世帯臨時特例給付金とは？

消費税率引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として平成27年6月分の児童手当を受給する方へ単発的に給付する制度です。

問／子ども福祉課総務係 (☎内線396)、厚生労働省共通専用ダイヤル (☎0570-037-192)

## 平成27年度 臨時職員(保育士)を募集

### 1 登録職種

職種	業務内容	主な勤務地	登録資格	賃金	勤務時間	受付期間・受付課
保育補助員	保育業務	市内保育所(4カ所)	保育士資格を有する方	日額7,300円 ※勤務経験により加算支給あり。 ※市職員に準ずる交通費相当額を上乗せ支給。	7時間45分 ◆7時30分～19時15分の間でのシフト制・土曜日勤務ありの場合、勤務経験加算あり ◆8時15分～18時15分の間でのシフト制・土曜日勤務ありの場合、勤務経験加算なし	※随時受付。 ※履歴書と資格証明書などの必要書類を子ども福祉課(市役所3階)に持参してください。

### 2 勤務条件など

- (1) 雇用期間／原則として雇用した方は、2カ月(第一種臨時職員)または6カ月(第二種臨時職員)以内です。  
ただし、第二種臨時職員に関しては、6カ月を超えない範囲で、更新をお願いする場合があります
- (2) 賃金支払日／月末締め翌日15日支払い(休日および土・日曜日の場合はその前日)
- (3) 社会保険／任用期間により社会保険および雇用保険に加入していただきます

問／子ども福祉課支援係 (☎内線397)

## 平成27年度 被災地におけるDV被害者等サポート事業のお知らせ

東日本大震災後の生活環境の変化により、DV被害・相談などが増加傾向にあります。そのため、DV被害の防止と被害者などへの支援の充実を図るために、関心のある方を対象とした「DV予防啓発講座」や「女性当事者の話し合いの会（パープルタイム）」、「こころのケア講座」、「面接相談」を実施します。ぜひご利用ください。費用は無料です。

### (1)被災地におけるDV予防啓発講座

日 時		講座内容	会 場
6月 9日(火)	10時30分～11時30分	忙しいママのための楽しく生きるヒント	山元町保健センター
7月 8日(水)	10時～12時	思春期の子どもたち ～心と体の発達と理解と親・地域の役割～	大河原合同庁舎
9月 9日(水)	10時～11時	忙しいママのための楽しく生きるヒント	岩沼市子育て支援センター
11月11日(水)	10時～12時	児童虐待・仙台市立病院の取り組み ～背景にある機能不全家族とDVの問題～	大河原合同庁舎
平成28年 1月13日(水)	10時～12時	DVと児童虐待	名取市文化会館

※興味ある講座だけの参加も可能です。どなたでも参加できます。

### (2)パープルタイム（女性限定）

パープルタイムとは、離婚やDVで悩んでいる女性やシングルマザーの方が安心して話せる語り合いの場のことです。匿名で参加できますので、悩みを抱えている方は思い切って参加してみませんか。当日参加、個別相談も可能です。

○開催日時／6月10日、7月8日、8月12日、9月9日、10月14日、11月11日、12月9日、平成28年1月13日、2月10日、3月9日

いずれも水曜日の13時30分～16時

○開催場所／大河原合同庁舎

### (3)こころのケア講座

DVやいじめ、セクハラ、パワハラ、子どものこころの虐待など人間関係で傷ついた経験を持つ方の回復のための講座です。

講座の中では、個人的な体験を話していただく場面はありません。自分の傷つきと癒やしに向き合う内容で、テーマは毎回異なります。支援者の参加も可能です。

○開催日時／6月10日、7月8日、8月12日、9月9日、10月14日、11月11日

いずれも水曜日の13時30分～15時30分

○開催場所／大河原合同庁舎

### (4)面接相談（女性限定）

DVや離婚、虐待、パワハラ、セクハラなど人間関係で悩んでいる女性のための面接相談を実施します。

○相談時間／原則として毎月第1・2・3月曜日（祝日を除く）10時30分～16時

○相談場所／  
県仙南保健福祉事務所



#### ◆申し込み方法

(1)は、各開催日の6日前までに電話やファクス、メールなどで子ども福祉課までお申し込みください。

(2)(3)は、申し込み不要です。直接ご来場ください。

(4)は、県仙南保健福祉事務所（☎0224-53-3132）への予約が必要です。

※なお、いずれも託児を希望の方は、各開催日の6日前まで子ども福祉課への連絡が必要です。（保険代などは実費負担）

#### ◆問い合わせ先

子ども福祉課総務係（☎内線 396） ☎ 24-0406 ✉ kodomofukusi@city.iwanuma.miyagi.jp